平成２４年（フ）第１０６１７号
東京都世田谷区祖師谷２丁目８―22―205
債務者　木村　　史
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６２７号
東京都大田区下丸子１丁目１－６
債務者　水島　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１号
長野県小諸市大字八満69番地２　コーポ八満Ａ棟103号室、前住所長野県小諸市大字加増702番地７
債務者　佐々木文奈
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第５３号
長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1425番地６
債務者　佐藤　優也
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第４６１号
静岡市駿河区大坪町３番17号　大坪ハイツ612号
債務者　一之瀬紀六
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０２号
静岡県焼津市小土1034番地の12
債務者　三枝　真吾
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０３号
静岡県焼津市小土1034番地の12
債務者　三枝　清美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３号
熊本県山鹿市新町1302番地　ハイツゆう203号
債務者　谷口　邦夫
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第３９９号
静岡県浜松市中区領家３丁目23番５号　サンコーポ領家105、前住所静岡県浜松市中区中島３丁目27番５号　カーサ中島407
債務者　宇野愛こと　朴　　永愛
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５７１号
静岡市清水区三保1659番地の１　遠藤アパート
債務者　小野　　茂
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1567番地２　町園団地Ｂ－５、住民票上の住所茨城県北茨城市大津町2488番地２
債務者　村山　博子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第１１８３０号
東京都世田谷区新町３丁目20―１―301
債務者　尾関　敦子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２０６号
東京都中野区中央２丁目44―12―203
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４４６号
東京都墨田区東駒形４丁目３－３
債務者　中村乃理代
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８６４号
東京都江東区大島８丁目22―17
債務者　醍醐　　茂
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５５号
栃木県宇都宮市竹林町337番地２
債務者　木村　勝治
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係